

仕 様 書

1. 件 名 自動車用他燃料単価契約

2. 規 格

(1) ガソリン (レギュラー)	予定数量	14,340L [※]
(内訳)		
茨城県内での給油数量		12,500L
茨城県外での給油数量		1,300L
高速道路での給油数量		340L
配達による給油数量		200L
(2) 軽油	予定数量	6,300L [※]
(内訳)		
茨城県内での給油数量		3,500L
茨城県外での給油数量		560L
高速道路での給油数量		40L
配達による給油数量		2,200L

※ 予定数量は過去の実績を参考に算出しているものであり、契約期間中の数量を保証するものではない。

3. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 納入場所 給油所給油又は森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)

5. 給油所条件 受注者は森林総合研究所 (以下「研究所」という) から半径5km以内に給油所を有していること。
また、受注者から貸与される給油カードにより直営給油所及び元売り等系列給油所での給油を可能とすること、なお、上記2に示した予定数量の区分毎に異なる単価の設定とすることができるものとする。

6. 給油カード 研究所で管理している車両及び研究所にて借り上げる車両毎に対応する給油カード (必要数は21枚) を貸与すること。また、給油カードには、盗難・紛失補償を付与し、紛失・盗難の届出前後の期間に不正使用された場合は、その不正使用された金額を補償すること。
なお、給油カードの発行・維持等に関する費用は受注者の負担とする。

7. 仕 様

(1) 給油 研究所職員が受注者の給油所又は元売り等系列の給油所に赴き、品名、規格、数量を口頭にて指示するものとする。
また、研究所職員が配達を依頼する場合は、品名、規格、数量を注文書にて指示するものとする。

(2) 請求 受注者は物件の引き渡しを完了し、研究所が指定する職員の検査に合格した場合は1か月分を取りまとめ、翌月に所定の手続きにより研究所へ請求 (請求書には明細書を添付すること。) するものとする。

8. そ の 他 受注者は、その他車両サービス (水洗洗車・ワックス洗車・室内清掃・パンク修理等) について、入札書とは別に見積書を提出し、研究所と協議の上、これらのサービスを含めた契約を行うものとする。